



別記様式第 43 号（経営管理権集積計画の公告（所有者不明森林 ver））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

三戸町公告第 26 号
令和 5 年 11 月 27 日

三戸町長 松尾 和彦



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集-1	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 223-1	99 林班 い 5	山林	0.11	
集-1	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 229-1	99 林班 い 7	山林	0.92	
集-1	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 233	99 林班 い 3	山林	0.23	
集-1	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 237-2	99 林班 い 2	山林	0.33	
集-1	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 237-3	99 林班 い 2	山林	0.09	
集-1	青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平 313-2	99 林班 い 2	山林	0.04	

2 縦覧場所

三戸町農林課、三戸町のホームページ

(<https://www.town.sannohe.aomori.jp/oshirase/4655.html>)

3 本公告により、三戸町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

4 当該経営管理権集積計画は、森林経営管理法第 28 条第 3 項の規定により、所有者不明森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不明者として同意みなしとされた者は、次に掲げる場合において、三戸町に計画の取消しを申し出ることができる。

- (1) 経営管理実施権配分計画が定められていない場合であって、公告があった日から起算して 5 年を経過したとき。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、
 - ① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ているとき。
 - ② 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通ずべき損失の補償をしたとき。

以上